コート	かぎホック付け		1組につき	17円
	スナップ付け		1組につき	15円
	糸ループ付け		1か所につき	13円
	糸くず取り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき	16円
		裏地のないものについて行うもの	1枚分につき	19円
スカート又はスラックス	すそまつり		20センチメートルにつき	17円
	ボタン付け	飾りボタン付け	1個につき	9円
		根巻きボタン付け　カボタンを付けるもの	1個につき	13円
		根巻きボタン付け　カボタンを付けないもの	1個につき	10円
	かぎホック付け		1組につき	17円
	スナップ付け		1組につき	15円
	糸ループ付け		1か所につき	13円
	糸くず取り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき	15円
		裏地のないものについて行うもの	1枚分につき	19円

4　効力発生の日　平成27年4月17日

地方自治事項

愛　知　県

選挙

二月一日知事の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

大村　秀章（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

商業登記抹消公告

営業所　秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ケ沢31番地
商　号　男鹿園

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年３月18日　秋田地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成27年３月６日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年３月18日

名古屋法務局長　新堀　敏彦

記

氏名　明周　浩
所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会
登録番号　愛知第2242号
事務所の所在地　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂55番地の１
違反行為　虚偽の調査等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成27年３月４日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成27年３月18日

広島法務局長　古門　由久

記

氏名　下江　智之
所属する土地家屋調査士会　広島県土地家屋調査士会
登録番号　広島第1709号
事務所の所在地　広島市東区牛田本町一丁目９番16号
違反行為　会則の遵守義務違反

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年２月23日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松尾　秀一　一級建築士　第64676号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　一級建築士試験に合格した日（昭和44年12月20日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して３年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であって（所属した日は平成24年９月15日）、建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けたことがなかったことから、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第１項表第一号ロの規定により、建築士事務所に所属した後、遅滞なく同講習を受けなければならないにもかかわらず、遅滞なく同講習を受けず、平成24年９月15日から同講習を受けた日の前日の平成26年６月11日まで、松尾設計（鹿児島県知事登録第１－24－115号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年２月23日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　久保　隆邦　一級建築士　第57839号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成25年４月10日まで、株式会社久保建築設計一級建築士事務所（福岡県知事登録第１－20439号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年２月23日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　工藤　淳一　一級建築士　第191919号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成26年２月５日まで、一級建築士事務所工藤淳一建築設計事務所（大分県知事登録第10Ｖ－12738号）に属した。